

## 墨田区パートナーシップ宣誓制度について

### 1 趣旨

墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例（以下「条例」という。）第13条第3号に規定する施策を推進する制度として条例施行規則に基づき、墨田区パートナーシップ宣誓制度（以下「パートナーシップ制度」という。）を令和5年度から実施する。本制度は法律上の婚姻とは異なり法的な権利や義務が発生するものではない。

### 2 パートナーシップ関係の定義

性別等にかかわらず、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、かつ、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係をいう。

【用語】届出者：宣誓に係る届出をすることができる者  
宣誓者：受理証明書等の交付を受けた者

### 3 パートナーシップ制度の概要

パートナーシップ関係にある者が区長に対して、パートナーシップ関係にあることを「宣誓届出書」により宣誓し、必要書類等を添付して届け出る。区長が、届出者に受理したことを証明する受理証明書及び受理証明カード（以下「受理証明書等」という。）を交付する。

### 4 届出者の要件

- (1) 双方が成年に達していること。
- (2) 双方が婚姻をしていないこと。
- (3) 双方が当該届出に係るパートナーシップ関係の相手方以外に、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないこと。
- (4) 双方が当該届出に係るパートナーシップ関係の相手方以外と、墨田区及び他の地方公共団体のパートナーシップ制度その他これに類する制度を利用していないこと。
- (5) 届出者の双方の関係が、直系血族若しくは3親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組による場合を除く。
- (6) 次のいずれかに該当すること。
  - ア 届出者の双方が墨田区内（以下「区内」という。）に住所を有すること。
  - イ 届出者のいずれか一方が区内に住所を有し、かつ、もう一方が、届出日から3か月以内に区内への転入を予定していること。
  - ウ 届出者の双方が届出日から3か月以内に区内への転入を予定していること。

## 5 届出に必要な書類

- (1) 現住所が確認できるもの：住民票の写し
- (2) 婚姻をしていないことを確認できるもの：戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）又は戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）（以下「戸籍抄本等」という。）、独身証明書、在日大使館等の交付する婚姻要件具備証明書（日本語訳付き）等
- (3) 通称名の記載を希望する場合：当該通称名を社会生活上日常的に使用していることが確認できるものとして、社会保険証や学生証など、官公庁又は勤務先法人等の発行する書類等であれば1点、郵便物や公共料金の領収書等であれば2点
- (4) 子の氏名の記載を希望する場合：続柄により親子関係が確認できる戸籍抄本等
- (5) このほか、区長が必要と認める書類

## 6 宣誓者の変更等の届出及び受理証明書等の返還

- (1) 変更等の届出が必要な場合
  - ア 「4 届出者の要件」(6)のイ及びウに該当する場合で、届出日から3か月以内に区内に転入したとき
  - イ 届け出た住所又は氏名に変更が生じたとき
  - ウ 受理証明書等の特記事項欄に記載した子と生計を一にしなくなったとき
  - エ 死亡した宣誓者の氏名及び死亡年月日の記載をするとき
  - オ 通称名又は子の氏名を追記、削除又は変更するとき
- ※ ア～ウについては必ず、エ及びオについては希望するときのみ届出が必要
- (2) 受理証明書等の返還が必要な場合
  - ア 「4 届出者の要件」を満たさなくなったとき
  - イ 一方が死亡したとき（前述(1)エの場合を除く。）
  - ウ 双方又は一方が、提出した宣誓届出書の取下げを希望するとき

## 7 区が交付する受理証明書等

墨田区パートナーシップ宣誓制度受理証明書（A4サイズ）及び墨田区パートナーシップ宣誓制度受理証明カード（カードサイズ）（別添のとおり）

## 8 パートナーシップ宣誓から、受理証明書等の交付までの流れ

- (1) 電話又はメールで事前予約（予約先：人権同和・男女共同参画課）
  - ・宣誓希望日の10日前（土日祝、年末年始を除く。）までに、宣誓日時・必要書類等の確認
  - ・宣誓は、土日祝、年末年始を除き、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) パートナーシップ宣誓
  - ・予約日時に、本人確認書類と必要書類等を持参のうえ2人で来庁
  - ・自署した宣誓届出書を提出（受理証明書等の交付申請）
- (3) 受理証明書等の交付

## 9 受理証明書等が活用できる区のサービス（予定）

次の施策・事業等に活用でき、順次、利用可能事業を拡大する。なお、東京都と区受理証明書等の相互活用に向け協定を締結（令和5年4月1日予定）し、東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書の利用可能な都施策等においては、区受理証明書等の利用を可能とする。

### (1) 住宅分野

区営住宅や高齢者住宅等、住宅施策に係る申込み等の対象範囲の拡充（全て別途、必要要件あり）

### (2) 子育て分野

保育園等における保護者としての対応（送迎や連絡等）

## 10 民間事業者等への働きかけ

受理証明書等の提示を受けた際、制度の趣旨を踏まえ、日々の生活における配慮に関し、協力を依頼する。（例：病院での付き添い、住宅への入居等）

なお、令和5年4月以降、東京都行政書士会墨田支部が庁舎1階で実施している「くらしと事業の手続相談」において、公正証書等作成に関する相談案内を行う。

## 11 今後のスケジュール（予定）

令和5年3月：区議会常任委員会へ報告後、事業周知開始

4月：周知、相談、問合せ、受付開始

5月1日：受理証明書等交付開始

墨田区パートナーシップ宣誓制度受理証明書

第2号様式

交付番号 第 _____ 号	
墨田区パートナーシップ宣誓制度受理証明書	
氏名 _____ ( _____ 年 _____ 月 _____ 日生)	氏名 _____ ( _____ 年 _____ 月 _____ 日生)
<p>墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例施行規則第4条の規定に基づき、上記の両名から _____ 年 _____ 月 _____ 日付けで墨田区パートナーシップ宣誓制度に係る宣誓届出書の届出があり、_____ 年 _____ 月 _____ 日付けで受理したことを証します。</p>	
_____ 年 _____ 月 _____ 日	
墨田区長	
<p>この証明書は、上記のお二人から互いを人生のパートナーであるとする宣誓の届出があり、当該届出を区長が受理したことを証するものです。</p> <p>この証明書の提示を受けられた方は、本制度の趣旨を十分に御理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>また、この証明書をお持ちの方が本制度を利用していること等については、御本人の同意なく口外しないようお願いいたします。</p>	
.....	
【特記事項】	

(A4)

## 墨田区パートナーシップ宣誓制度受理証明カード

### 第3号様式（表）

交付番号 第 号	
墨田区パートナーシップ宣誓制度受理証明カード	
氏名 _____	氏名 _____
年 月 日生	年 月 日生
墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例施行規則第4条の規定に基づき、宣誓されたことを証します。	
年 月 日	墨田区長 印

縦：54ミリメートル  
横：85ミリメートル

### 第3号様式（裏）

<p>墨田区は、性別等にかかわらず全ての人の人権と多様性を尊重し合う社会の実現を目指しています。このカードにより法律上の効果が生じるものではありませんが、墨田区で、お二人が人生のパートナーとして、生き生きと輝き、活躍されることを応援いたします。このカードの提示を受けられた方は、この制度の趣旨を十分に御理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>また、このカードをお持ちの方が本制度を利用していること等については、御本人の同意なく口外しないようお願いいたします。</p> <p>特記事項</p> <p>問合せ：</p>
--